



島根県報

平成27年 1月30日 (金)

号外 第 1 2 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の設立申請

(農 村 整 備 課) 2

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

(中 小 企 業 課) 2

告 示

島根県告示第79号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第7条第1項の規定により、大田市温泉津町福光口103番地青柳重信外19名から大田市温泉津町福光土地改良区の設立認可の申請があり、同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
大田市役所

島根県告示第80号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成27年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表特別融資の部に次のように加える。

円安 等対 策資 金	中小企業者 又は組合であ って、商工会 議所等の指導 機関の指導を 継続して受け る体制が確保 されており、 かつ、次の要 件のいずれか に該当するも の (1) 最近3か 月間の平均 売上高、平 均販売数量 等が前年同 期、2年前 同期又は3 年前同期の	設備 資金 運転 資金	80,000,000 円	年1.65 パーセ ント	年1.50 パーセ ント	10年以内	2年以 内据置 き 元金均 等月賦	法人1 人以上 個人原 則とし て不要	取扱金 融機関 又は保 証協会 の決定 によ る。	要 (年0.4 パーセン ト以上 1.70パー セント以 下)	商工会 議所 商工会 中央会 商工会 連合会 産業振 興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしま ね
---------------------	---	----------------------	-----------------	--------------------	--------------------	-------	-------------------------------	---------------------------------	---	---	---	---

第264号。 以下「保険 法」とい う。)第2 条第5項に 規定する特 定中小企業 者のうち、 同項第5号 に該当する ことについ てその住所 地を管轄す る市町村長 の認定を受 けたもの											
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表緊急融資の部資金繰り安定化対応資金の項中「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）」を「保険法」に改め、同表の注の1中「平成27年3月31日保証承諾分までとし」の次に「、円安等対策資金の取扱期間は平成28年3月31日保証承諾分までとし」を加える。

附 則

この告示は、平成27年2月1日から施行する。